

が改正されたのは、昭和 9 年 11 月である。昭和 24 年 6 月電波庁を電気通信省の外局として設置されるに及び、この監督取締業務は電波庁に移り、無線技術の調査研究、無線機器の型式検定等の業務は、電波庁電波部技術課において行なうよう

になった。昭和 25 年 6 月電波監理委員会が設置され、同委員会は電波庁の業務を承継したが、昭和 27 年 8 月電波研究所が設置されるに及び、無線設備の機器の型式検定、性能試験およびその機器の較正を行なう業務は、電波研究所に移った。

第 2 章 電 波 研 究 所

第 1 節 組織および機構

1.1 組 織

電波研究所は昭和 27 年 8 月 1 日郵政省に属する研究機関として設置された。その組織は、本所に 3 部 7 課、地方に 5 電波観測所を設け、国立としての唯一の電波に関する総合研究機関となった。その所掌事務および組織は、昭和 27 年 7 月 31 日郵政省設置法の 1 部を改正する法律 279 号および、昭和 27 年 8 月 1 日郵政省組織規程の 1 部を改正する省令 16 号ならびに昭和 27 年 8 月 16 日郵政省付 属機関組織規程の 1 部を改正する公達 97 号によってつぎのとおりとなった。

郵政省設置法（昭和 23 年 12 月 15 日法律 244 号、改正昭和 27 年法律 279 号）抜萃

第三章 附属機関

（附属機関）

第十四条 第十九条に規定するものの外、郵政省に置かれる附属機関は左の通りとする。

博物館

病院、診療所及び療養所

職員訓練所

電波研究所

（電波研究所）

第十七条の二 電波研究所は、左に掲げる事項を行うための機関とする。

- 一 電波の伝わり方の観測、研究及び調査を行うこと。
- 二 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を通報すること。
- 三 電波の伝わり方について、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。
- 四 無線設備の機器の型式検定をすること。
- 五 無線設備の性能試験及びその機器の較正を行うこと。
- 六 第二号から第五号までの事項に関する研究及び調査を行うこと。
- 七 前各号の事務に附属すること。

（名称等）

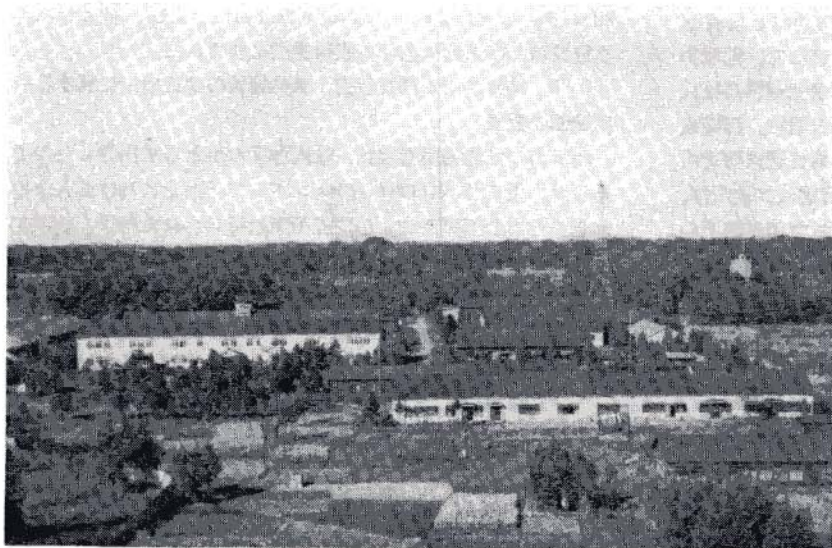
第十八条 第十四条に掲げる附属機関の名称、位置及び内部組織は、郵政省令で定める。

郵政省組織規程（昭和 24 年 6 月 1 日省令 1 号、改正昭和 27 年省令 16 号）抜萃

第三章 附属機関の組織

第七十三条の二 電波研究所の名称及び位置は別表（六）に掲げる通りとする。

- 2 電波研究所の事務の一部を分掌させるため地方電波観測所を置き、その名称及び位置は別表（七）に掲げる通りとする。



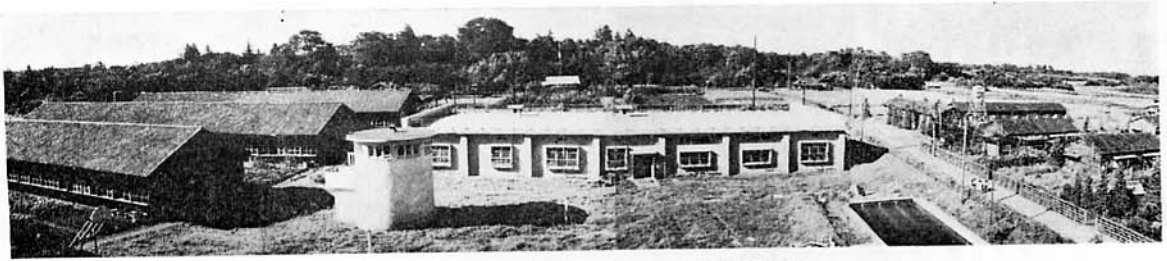
電波研究所園分寺庁舎（昭和 27 年）



木 館（昭和 27 年）



電波研究所小金井庁舎本館 (昭和 27 年)



電波研究所小金井庁舎機械室 (昭和 27 年)

第七十四条 前六条の附属機関の内部組織は郵政大臣が定める。

別表 (六)

名称	位置
電波研究所	東京都

別表 (七)

名称	位置
稚内電波観測所	稚内市
秋田電波観測所	秋田市
平磯電波観測所	茨城県那珂郡平磯町
犬吠電波観測所	銚子市
山川電波観測所	鹿児島県揖宿郡山川町

郵政省附属機関組織規程 (昭和 24 年 7 月 4 日公達 11 号、改正 昭和 27 年公達 97 号) 抜萃

第四章 電波研究所の組織

第四十一条 電波研究所に左の区分により、部及び課を置く。

第一部

- 電離層課
- 対流圏課
- 電波資料課

第二部

- 標準課
- 機器課

事務部

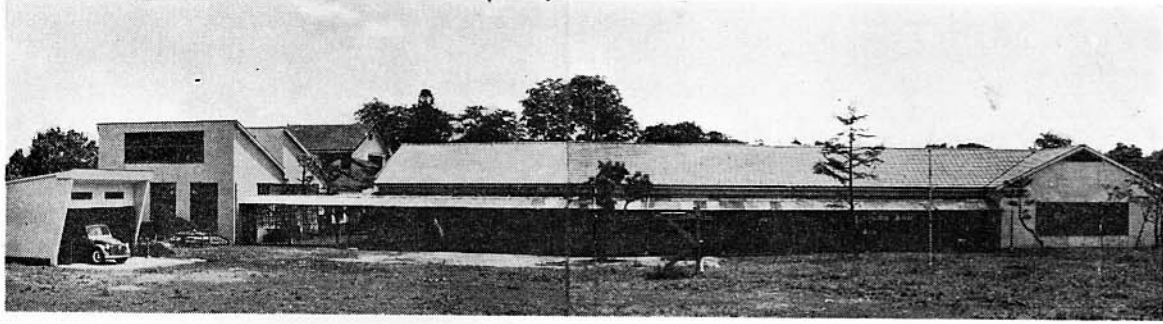
- 庶務課
- 会計課

1・2 機構および所在地

郵政省附属機関組織規程の改正が若干遅れその公達は 8 月 16 日付となったが、施行は 8 月 1 日にさかのぼった。その機構および所在地はつぎのとおりになった。

A 機構

第 1 部長 (工博) 上田弘之	電離層課長	観測係長	村松金
	青野雄一郎 補佐	電離層係長	中田美
		伝ばん係長(兼)	宮 憲
	宮 憲 一	機器係長	湯原仁
		伝ばん係長	上杉弥兵
	対流圏課長 (工博) 河野哲夫 補佐	機器係長	錦 織
		電波雑音係長	川上謙之
	佐々木哲夫	電波気象係長	平尾邦
		資料係長	糟 谷
	電波資料課長 好川得太郎	予報係長	柴 田
警報係長		大内三	
	電波物理係長	米沢利	
	第 1 研究係長	蛭 田	
	第 2 研究係長	長 竹	
	機材係長	栗 沢 孝	



電波研究所茨窪庁舎 (昭和 27 年)



茨窪庁舎玄関 (向って左) (昭和 27 年)

—平磯電波観測所長	塚田壮平	—庶務係長(兼) 武藤 広
附	武藤 広	伝ばん係長(心得)大林久夫
附	尾上通雄	警報係長(心得)大林辰蔵
—犬吠電波観測所長	井沼礼造	—施設係長(心得)大内 三郎
—山川電波観測所長	工藤 寿	—庶務係長
		—技術係長
		—庶務係長
		—技術係長

B. 所在地

電波研究所第 1 部	東京都北多摩郡小金井町 573
および事務部	電話 国分寺 138, 139, 151
第 2 部標準課	東京都北多摩郡小金井町下山谷
	電話 小金井 216, 168
第 2 部機器課	東京都杉並区中通り町 79
	電話 茨窪 4925
郵政省内分室	東京都港区麻布飯倉町 郵政省内
	電話 赤坂 (48) 1161
稚内電波観測所	北海道 稚内市クサンル
	電話 稚内 386
秋田電波観測所	秋田市手形西新町
	電話 秋田 3786
平磯電波観測所	茨城県那珂郡平磯町字入道
	電話 平磯 20
犬吠電波観測所	銚子市高神天王台
	電話 銚子 871
山川電波観測所	鹿児島県揖宿郡山川町成川
	電話 山川 77

1・3 組織の改正

A 組織

電波技術の進歩につれ、より高い周波数の開発、より能率的な電波の利用を計る目的をもって、電波研究所の内部組織が昭和 31 年 9 月 29 日公達 78 号をもってつぎのごとく改められ、従来の部制を廃し、5 課、8 研究室とし、次長 3 人を置いて、これらの課および研究室の事務を整理し指導を行なうこととし、昭和 31 年 10 月 1 日から施行した。この研究部門の改正に伴って事務部門の機構も若干改正された。

郵政省附属機関組織規程 (昭和 24 年 7 月 4 日公達 11 号、改正 昭和 31 年公達 78 号) 抜萃

電波研 究所長 甘利省吾	—第 2 長 (工博) 関 英男	標準課長	標準係長	村主行康
		松本喜十郎	推計係長	野口幸雄
		補佐	発射係長	伊藤卯平
			電力係係長	鈴木孝之助
			庶務係長	佐賀美夫
		機器課長	機器係長	矢柄孝行
			校正係長	本部武一
			検定係長	安倍正一
			調査係長	荒津謙二
			業務係長	清野芳雄
—事務部長 藤枝旗一郎	庶務課長	庶務係長	池村光久	
	金子次雄	人事係長	卯西次雄	
	補佐	厚生係長	戸塚四一郎	
		菊池佐一	給与係長	財津康治
	会計課長	監査係長	河上幸雄	
		計理係長	内藤 登	
		需品係長	高橋正一	
		管財係長	佐々木敏郎	
		工務係長	高橋乙吉	
	—稚内電波観測所長	越智文雄	—庶務係長	
		—技術係長(心得)東村政市		
—秋田電波観測所長	尾方義春	—庶務係長		
		—技術係長(心得)小 熊 勇		

第四章 電波研究所の組織

第四十一条 電波研究所に左の部、課及び室を置く。

- 企画課
- 第一電波課
- 第二電波課
- 標準課
- 機器課
- 電波物理研究室
- 電離層研究室
- 電波気象研究室
- 超高周波研究室
- 通信方式研究室
- 水晶振動研究室
- 原子振動研究室
- 測定装置研究室

- 事務部
- 庶務課
- 会計課

第四十六条の二 第四十一条に掲げる研究室の所掌については、所長が定める。

第五十四条 電波研究所に次長三人を置く。

2 次長は、所長を助け、所長の定めるところに従い部に属しない課及び研究室の事務を整理し、指導を行う。

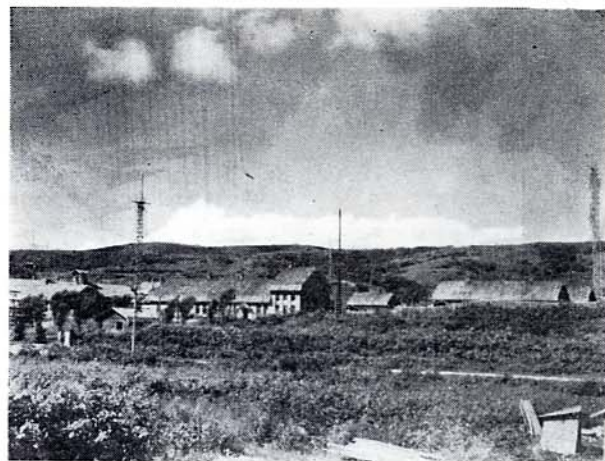
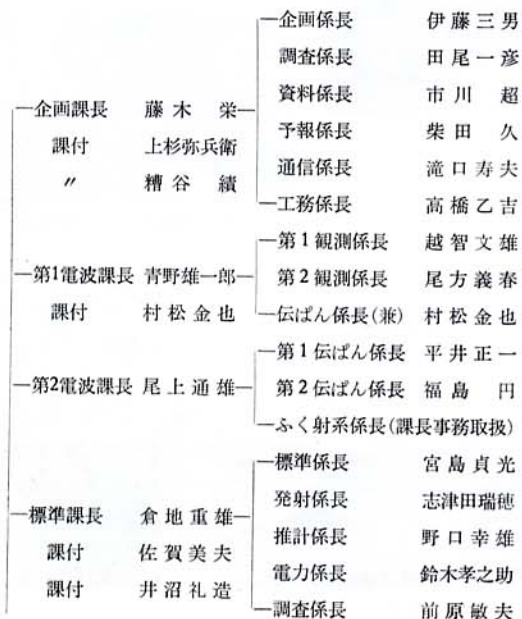
第五十四条 第四十一条に掲げる研究室に室長を置く。

2 室長は、室務を統括する。

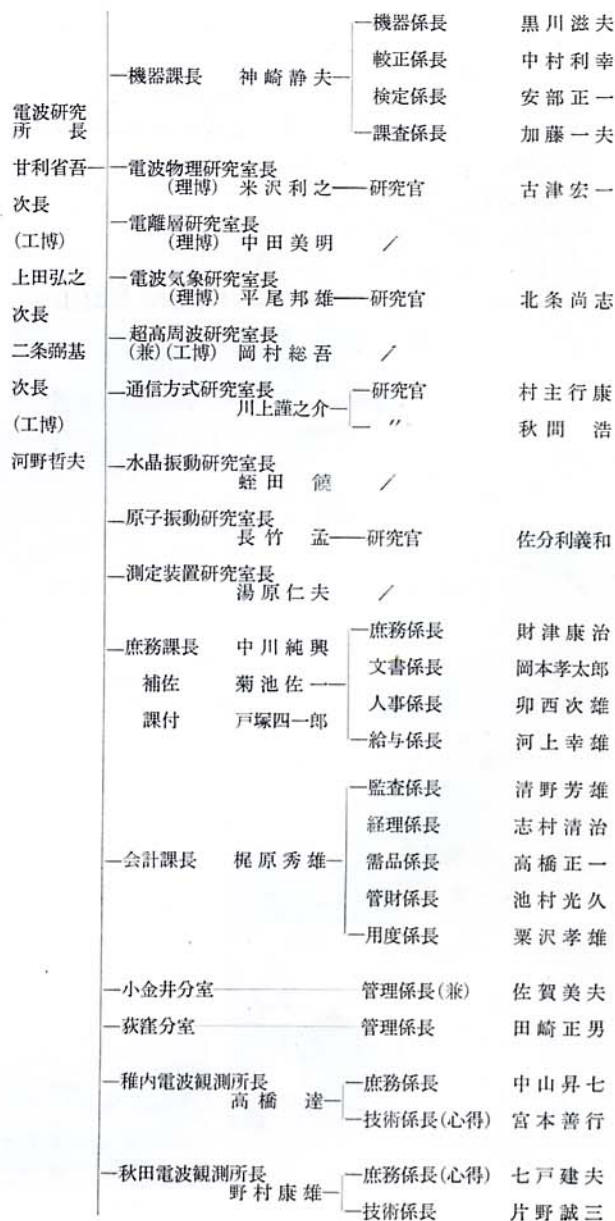
第五十六条 電波研究所に研究官八人を置く。

2 研究官は、前条の室長を助け、研究及び調査を行う。

B 機構



稚内電波観測所 (昭和 27 年)



—平磯電波観測所長 錦織 清	—庶務係長	飯島 政吉
	—伝ばん係長	小林 常人
	—警報係長	新野 賢爾
	—施設係長	大内 三郎
—犬吠電波観測所長 子野日 誠	—庶務係長(心得)	本城 博
	—技術係長	(所長事務取扱)
—山川電波観測所長 大林 久夫	—庶務係長(心得)	引地 実
	—技術係長	緒方 隆信

C 所在地

電波研究所企画課、第1電波課、第2電波課、電波物理研究室、電離層研究室、電波気象研究室、通信方式研究室、事務部(除く、分室)

東京都北多摩郡小金井町 573
電話 国分寺 138, 139, 151

標準課、水晶振動研究室、原子振動研究室、事務部小金井分室

東京都北多摩郡小金井町 2352
電話 国分寺 601, 小金井 216, 武蔵野 7000

機器課、超高周波研究室、測定装置研究室、事務部荻窪分室

東京都杉並区中通り町 79
電話 荻窪 (39) 4925, 6355

郵政省内分室 東京都港区麻布飯倉町 郵政省内
電話 赤坂 (48) 1161

稚内電波観測所 稚内市クサンル番地外
電話 稚内 386

秋田電波観測所 秋田市手形西新町1の2
電話 秋田 3767

平磯電波観測所 那珂湊市平磯 3603
電話 平磯 20

犬吠電波観測所 銚子市高神天王台 9912
電話 銚子 871

D 所在地一部変更

電波研究所の昭和33年度新庁舎の建築工事が、昭和34年3月完成したので下記研究室の所在地は、昭和34年5月つぎのとおり変更した。

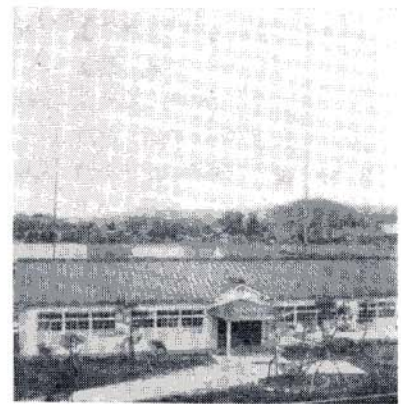
超高周波研究室、測定装置研究室
東京都小金井市貫井北町3丁目 573
電話 国分寺 138, 139, 151

E 組織規程の改正

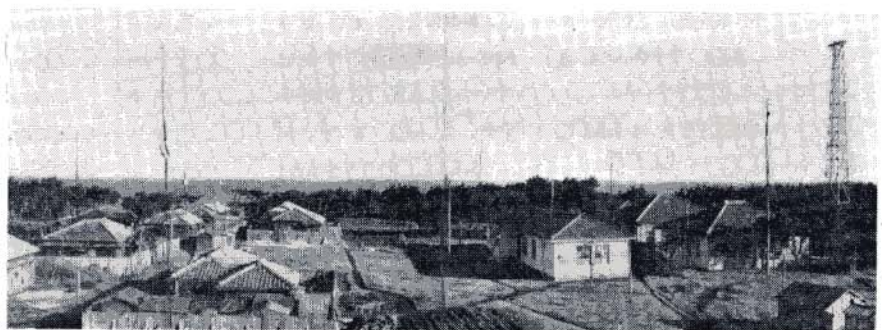
郵政省組織規程は、昭和27年8月1日省令16号以降二十数次にわたり改正されて条文数が次第に減少し、昭和32年7月の省令21号の改正で、電波研究所の名称および位置を定める条が第29条にまで繰り上げられた。しかるところ、昭和34年6月18日省令22号をもって郵政省組織規程が全面的に改正、即日施行された。この改正で、電波研究所の課(事務部の課を除く)および研究室の名称および次長を置くことを、従来郵政省付属機関組織規程によって定めていたのが郵政省組織規程で定めることに改められた。すなわち、公達で定めてい



山川電波観測所(昭和27年)



秋田電波観測所(昭和27年)



平磯電波観測所(昭和27年)

たのが省令で定めることになった。これに伴って郵政省付属機関組織も昭和 34 年 6 月 18 日公達 69 号をもって改正された。この改正にて事務部の課に課長補正を置くことも明示された。この付属機関組織規程は、さらに昭和 35 年 3 月 25 日公達 18 号をもって、電波研究所に昭和 34 年 10 月 1 日から主任研究官を置くこと、および主任研究官および研究官の定数は別に定めることに改正された。これらの省令および公達によって改正された郵政省組織規程および郵政省付属機関組織規程を抜萃すればつぎのとおりである。

郵政省組織規程 (昭和 34 年 6 月 18 日省令 22 号) 抜萃
第三章 付属機関

第三十九条 電波研究所は、これを東京都に置き、その名称は、次のとおりとする。

電波研究所

2 電波研究所に、事務^部のほか、次の課及び研究室を置き、事務部に郵政大臣の定めるところにより課を置く。

企画課

第一電波課

第二電波課

標準課

機器課

電波物理研究室

電離層研究室

電波気象研究室

超高周波研究室

通信方式研究室

水晶振動研究室

原子振動研究室

測定装置研究室

3 電波研究所に次長 3 人を置く。

4 電波研究所の事務の一部を分掌させるため、電波研究所に別表(六)に掲げる名称及び位置の地方電波観測所を置く。

別表 (六)

稚内電波観測所

稚内市

秋田電波観測所

秋田市

平磯電波観測所

那珂湊市

犬吠電波観測所

銚子市

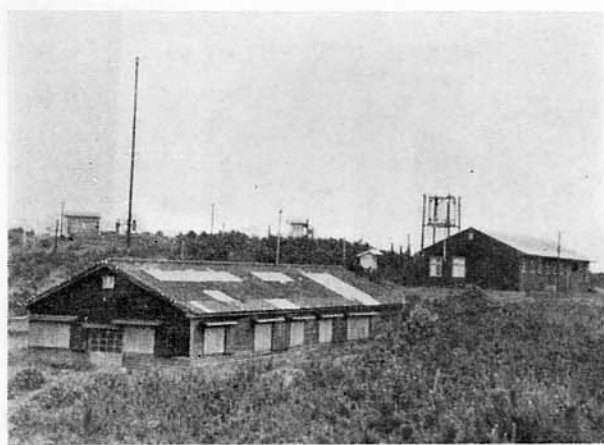
山川電波観測所

鹿児島県掛宿

郡山川町



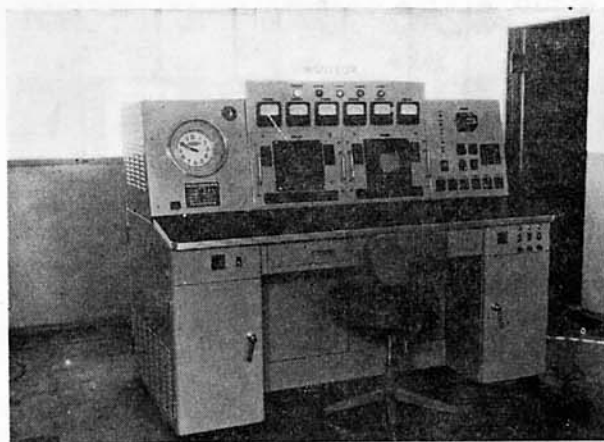
標準電波地下原器室の一部 (廊下)



犬吠電波観測所 (昭和 30 年)



自動記録式電離層観測装置 (6 型)
観測自動記録部



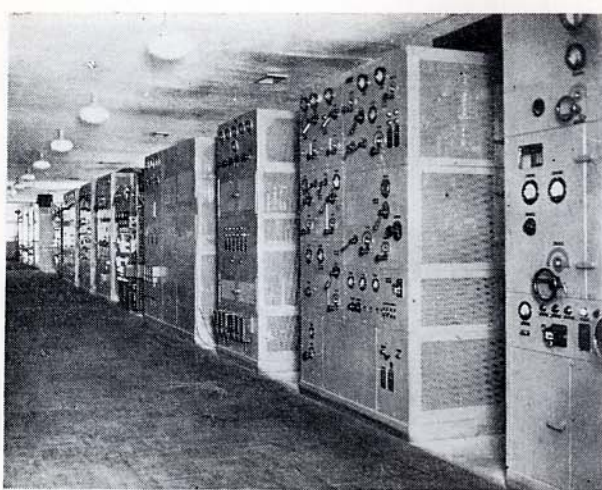
自動記録式電離層観測装置 (6 型) 監視部

郵政省付属機関組織規程 (昭和 24 年 7 月公達 11 号、改正 昭和 34 年公達 69 号、改正 昭和 35 年公達 18 号) 抜萃

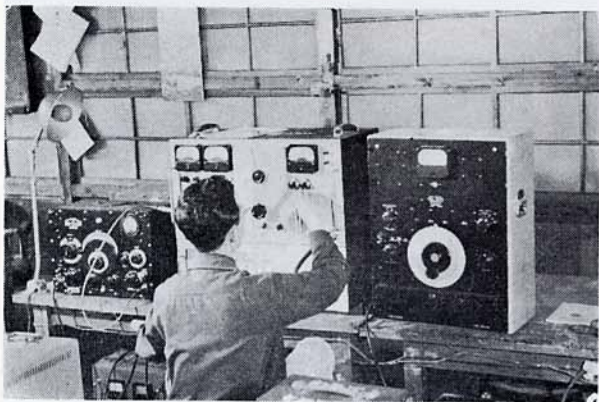
第四章 電波研究所の組織

第四十一条 電波研究所企画課においては、左に掲げる事務をつかさどる。

(左記省略)



標準電波標準器室の一部



長中短波信号標準 (50 KC~30 MC)

長中短波信号発生器 (左端) の出力電圧、減衰器を較正する較正用受信機 (中央) および、較正用受信機から出る検波出力を分析し変調歪を測定する波形分析器 (右端) である。



平壤電波観測所警報司令室 (昭和 30 年)

第四十六条 電波研究所の研究室の所掌については、電波研究所長が定める。

第四十六条の二 電波研究所事務部に左の課を置く。

庶務課

会計課

第四十七条 前条の庶務課においては、左に掲げる事務をつかさどる。

(左記省略)

第五十四条 電波研究所の次長は、所長を助け、所長の定めるところにより、事務部に属しない課及び研究室の事務を整理し、及び研究を指導する。

第五十五条 電波研究所の研究室に室長を置く。

2 室長は、室務を統括する。

第五十六条 電波研究所に主任研究官及び研究官を置く。

2 主任研究官は、命を受けて研究及び調査の指導及び管理を行なう。

3 研究官は、命を受けて研究及び調査を行なう。

4 主任研究官及び研究官の定数は、別に定める。

第五十七条 電波研究所事務部の課に課長補佐を置く。

2 課長補佐は、課長を助け、課長の職務執行に参画し、及び課長不在の場合その職務を代行する。

第 2 節 定員および予算

昭和 27 年 8 月 1 日電波研究所が設置されたときの定員は、電波監理委員会ときの電波観測所の定員 253 名だけであったが、これに標準電波関係および無線設備機器の型式検定等の定員が加えられて昭和 28 年度成立定員は 380 名となったが、しかし、28 年度、29 年度と大幅に減員され、昭和 30 年度成立定員は 355 名となった。さらに 32 年度に 2 名減員、35 年度に 5 名増員されて 358 名となった。

一方、予算の成立額は、昭和 28 年度 1 億 6 千万円、その後年々増加し、昭和 31 年度成立額 1 億 7 千 8 百万円、それに昭和 32 年 7 月から開始される国際地球観測年事業の準備として昭和 31 年度に 4 千 6 百万円が加えられて 31 年度実行額は 2 億 2 千万円となり、業務は一段と活発化した。かくして、昭和 35 年度成立額は 3 億 7 千万円と業務が拡張した。その間、昭和 33 年 9 月の台風により標準電波地下原器室に地下水が浸透したので、不測の事故を防ぐため、新たに予備費を要求し急ぎ新しい地下原器室を 139 万 9 千円をもって建設し、昭和 34 年 3 月 31 日完成せしめた。このほか、人工衛星電波観測協力のため、昭和 34 年から 35 年にかけて米国空軍から 8 万 2,990 ドル、米国航空宇宙局から 2 万 6,255 ドル供与される等当研究所の成果は広く海外にも利用されることとなった。その定員および予算の詳細はつぎのとおりである。

江口正幸大尉	満洲第 505 軍事郵便所気付 満洲第63部隊鉄東隊
河野哲夫技師	茨城県平磯町 電気試験所平磯出張所
有竹秀一技師	神田区今川橋国民学校 3階東京無線電気通信工事局
関戸弥太郎	本郷区駒込上富士前町 理化学研究所仁科宇宙線実験室
(石川県金沢市金沢医大石川病理学教室内)	
米沢滋技師	通信院電波局施設課長
綱島毅技師	通信院電波局戦時電波技術審議会第1部会長査
松隈健彦教授	東北大理学部天文学教室
大野貫二技師	北多摩郡神代村字入間 国際電気通信株式会社

b 地方電波物理観測所

広く観測所を配置して組織的統一のもとに電離層観測を行ない、これらのデータを基礎にして電離層と電波の伝わり方の関係を究明しこれを明らかにする。これが地方観測所設置の目的であり、また、電波物理研究所設置の目的でもあった。その観測の理想地点として樺太、小笠原、満州、中支および南支を予定したが、予算および既存観測所等の関係にて設置された地点は中支、樺太、沖縄および台湾の4か所と、電波観測隊によって設置された北千島のパラムリ島および南方地域8か所であった。そのうち観測を行なうことができたのは中支および樺太観測所ならびにパラムシリと南方地域6か所であった。

(a) 中支電波物理観測所

イ 業務の概要

この観測所は昭和17年5月設置されたが、実質的には電波物理研究会が昭和16年9月21日の皆既日食のとき、漢口市において電離層観測を行なったときに始まる。

さきに海軍技術研究所の伊藤庸二(当時海軍造兵中佐)が昭和12年ブカレスト(ルーマニア)において開催された第4回無線諮問委員会総会に日本代表の一員としてかの地に赴いた帰途、欧米各地の電離層研究の実情を調査した。そのとき、米国のカーネギー研究所員であったパークナー博士からパークナー式電離層自動観測機の設計図およびその写真を贈られた。その設計図によって東京芝浦電気株式会社において初めて電離層自動観測機が国産化された。その観測機はわが国の電離層観測装置の原型として尊重された。⁽⁶⁾



中支電波物理観測所

中支電波物理観測所に設置されたパークナー式電離層自動観測機は、電波物理研究会が同社に注文して製作したものであって、昭和16年9月21日の日食観測(第1節1・3事業B、漢口における日食観測の項参照)終了後、技手安住忠一、嘱託員野口佐久良の両氏が漢口に残留し、電離層観測を続行、これを中支電波物理観測所に引継いだものである。同観測所における電離層の常時観測は、野口嘱託員の病氣と観測機の故障にて昭和16年12月16日から18年1月8日まで中断してはいるが、電波物理研究所としては、初めて電離層の常時観測を行なったものであって記念すべき観測であったが、残念ながら戦況悪化のため、昭和19年12月末頃観測が中止せられ、わが敗戦によってこの観測施設は被占領財産となってしまった。

さきに、電波物理研究会は、昭和17年3月技術員森正木を同観測所に派遣し、続いて、同年6月研究官補中野達一(日食観測員として参加後帰国していた。)および技術員菅宮夫を派遣して観測業務を引き継ぎ、野口嘱託員の病氣を手当し、観測機の故障を修理し、昭和18年1月9日から再び観測を開始した。その後さしたる故障もなく観測業務が続けられ、その観測資料は逐一電波物理研究所へ送付されていた。しかるところ、昭和18年3月所長中野達一内地に帰任し菅宮夫(昭和17.9.30付研究官補)が所長となった。その後、米倉、中川所員の入営、戦況の悪化等のため、昭和19年9月菅、森、米倉、中川の4氏は内地に帰任したので所員は松葉書記と使用人2人だけとなった。しかし、観測業務は同地の華中電気通信股份有限公司の援助によって、昭和19年12月末頃まで続行されたようである。松葉書記は昭和21年5月無事引揚げて東京に帰ることができた。

ロ 職員

中野達一 (17.7.17所長心得 18.3.20解)	菅 宮夫 (17.7.17所員 18.3.20所長心得 19.9.10解)
松葉 峻 (17.8.25員所 19.9.10所長心得 21.5.17解)	森 正木 (17.7.17所員 19.9.10解)
米倉真行 (18.2.24所員 19.9.10解)	中川 巖 (18.2.24所員 19.9.10解)
楊 成志 (支那人)	余 坤山 (支那人)

嘱託員

華中電気通信股份有限公司	
社員 落合三郎	昭和19.9.10 観測業務委嘱
宮里武光	
吉田鉄男	
技術員 大原鉄男	" 21.2.15 " 解嘱

ハ 所在地

漢口市怡和村開式路1号 東経114.3度
北緯30.7度

ニ 設置期間

自昭和17年5月 至20年8月

ホ 庁舎

3階建、建坪65坪、延坪150坪、庭園500坪。

この建物は揚げたあとを師の漢口調査

(b) 樺太イ業務のこの観測所と時を同じく研究会時代に設置が計画いた。

さきに海軍太の敷島の基地の通信室して昭和15電離層観測した。しかる電波物理研究所に電離層設けることので、海軍は、理研究所設に鑑み、海軍の観測装置業務の開始昭和17年は樺太観測この観測

換え、蓄電周波数を逐をブラウン録紙にプロ動式観測機電波物理すると、観3月までは欠測口が多同年7月18日をも翌20年め樺太観測ラジオ放波物理研究その返信が8月16日日本軍と日本人の内され出した襲され、爆8月24

この建物は外人が居住していたものであるが、戦乱のため引揚げたあとを恰和洋行から1か月300円で借用したと青野技師の漢口調査報告に記載されている。

(b) 樺太電波物理観測所

イ 業務の概要

この観測所は、昭和17年5月中支電波物理観測所の設置と時を同じくして豊原市に設置されたものであるが、電波物理研究会時代にすでに設置が計画されていた。

さきに海軍は、樺太の敷香の海軍航空基地の通信室を利用して昭和15年10月電離層観測所を設けた。¹⁾しかるところ、電波物理研究所は豊原に電離層観測所を設けることにしたので、海軍は、電波物理研究所設立の主旨に鑑み、海軍の敷香の観測装置の一部を電波物理研究所の樺太観測所に移して観測業務の開始を援助した。この援助によって、樺太観測所は、昭和17年9月から観測資料が得られるようになった。海軍は樺太観測所の業務開始を見て敷香の観測所を閉所した。

この観測機は、送信周波数に応じて観測員が発振用線輪を切換え、蓄電器容量を調整して500kcから20Mc付近までの周波数を逐次発生させ、そのインパルス波による電離層反射波をブラウン管にとらえ、各周波数に対するエコーを目読し、記録紙にプロットし、そのプロットを連ねて $h'-f$ 曲線を描く手動式観測機であった。

電波物理研究所に保管されている同観測所のデータから推測すると、観測機はときどき故障を起してはいるが、昭和19年3月まではおおむね良好に観測されている。同年4月頃から欠測日が多くなり、データにも乱れが次第に多くなっている。同年7月25日の観測データに送信機故障と記入され、8月18日をもって観測が中止されている。

翌20年8月橋詰研究官と中谷研究官補が観測機修理のため樺太観測所に赴き、8月12日観測所に到着したが8月15日ラジオ放送で終戦を知った。そこで、直ちに観測所長名で電波物理研究所長あてに、何分の指示を仰ぐ旨の電報を打ったがその返信が樺太観測所に到着しなかった。

8月16日婦女子の引揚げが始まり、北方国境と真岡方面で日本軍とソ連軍との間に戦闘が開始された。8月19日頃から日本人の内地引揚げがソ連軍によって阻止され、輸送船が撃沈され出した。内地との通信も途絶した。8月22日豊原市が空襲され、爆弾が数箇所に落ちた。

8月24日ソ連軍は豊原市に進入し、8月28日観測所を臨



樺太電波物理観測所

検した。8月31日再び臨検し観測所および観測機を押し出した。9月10日観測所宿舎も押し出され、所員は付近の寺に軟禁された。長島所長は、軟禁所からいつはやく脱出し、消息不明となった。中谷、吉田所員は、内地密航を計画し、昭和21年3月25日豊原市の西方日本海に面した本斗港から脱出するところを、ソ連軍に捕えられた。そして、豊原にて3か年ソ連軍の刑に服し、ウラジオに送られた。さらにハバロフスクに送られ、イルクーツクに送られ、イルクーツクにて吉田所員と中谷所員は別々にされた。吉田所員は、カラガンダにて刑を終えて日本に送還され、昭和29年3月20日舞鶴港に生還したが、中谷所員は、昭和23年9月26日クラスノヤルスク地区ナリンスク第1号収容所にて栄養失調で死亡した。橋詰研究官は、軟禁を解かれ、昭和22年1月函館港に送還され無事帰国した。

(注) 終戦後の所員の消息については、橋詰研究官、吉田所員の談話と昭和29年7月15日の公報によったものである。

ロ 職員

- | | |
|--|---|
| 小島 莊 (17.9.1 所員
17.9.30 所長心得
18.7.8 解) | 長島晃次 (17.8.25 所員
18.7.8 所長心得
終戦以降は不詳) |
| 巽 三郎 (18.2.24 所員
19.9.1 解) | 東峰優次 (16.6.14 所員
21.11.15 解) |
| 緒方隆信 (18.2.24 所員
18.12.22 解) | 沢村 正 (18.12.22 所員
19.12.1 解) |
| 水野敏行 (20.7.7 所員
20.8.15 解) | 吉田春彦 (20.7.7 所員
29.3.20 舞鶴上陸) |
| 中谷 亨 (昭和23.9.26 シベリヤにて死亡) | |

現地採用者

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 佐々木春次郎 (17.8.1 採
22.6.30 免) | 佐々木りきの (17.8.1 採
22.6.30 免) |
| 佐々木俊男 (17.8.27 採
21.2.15 免) | 鈴木十四夫 (17.9.11 採
21.2.15 免) |
| 浅山 邵 (20.4.1 採
21.2.15 免) | 小西正造 (20.4.1 採
21.2.15 免) |
| 市川正四 (20.4.1 採
21.2.15 免) | 渡瀬和男 (20.4.1 採
21.2.15 免) |
| 平康西男 (20.5.31 採
21.2.15 免) | |

嘱託員

- | |
|--|
| 平山 操 (豊原地磁気観測所長) (17.11.11 委嘱
21.2.15 解嘱) |
| 川島清明 (樺太庁通信技手) (17.10.20 委嘱
21.2.15 解嘱) |
| 青木平章 (樺太庁豊原通信局工務部長) (19.4.15 委嘱
21.2.15 解嘱) |

ハ 所在地

豊原市東二条南丁目、東経142.8度、北緯46.9度

ニ 設置期間

昭和17年5月至20年8月

ホ 庁舎

この庁舎は、現地の在郷軍人会が所有使用していたものを、観測所設置準備のため豊原市に赴いた上田研究官が交渉して借入れて、特務機関と共同使用した。電波物理研究所が建築した観測所玄関(建坪1.5坪)が写真に見えている。観測所員の宿舎は、渡廊下をもって本屋に接続し、その1一部は写真の右側に

出来タノデー一同大喜ビ貧シナガラモ又楽シイタ餉デアツタ
 2月13日(日曜日)
 軌道ニ乗リ掛ル迄今日モ亦梱包ノ解体ハ不能ラシイ、水汲ミ
 モ距離ガ遠ク馬穴運ビデハ仲々苦シイノデ水道ノ件促進方再
 ビ白鳥書記ニ依頼ス
 木炭ノ配給ハ次ノ配給ヨリトノ事臨時処置ヲ当局ニ懇請スル
 予定ナルモ差当リ学校使用ノモノ若干ヲ供与シテ頂ク(大型
 塵取ニ一杯)、聞ケバ木炭ノ配給モ仲々ナク不足勝故、薪(之
 モ配給制ナレド間値ナラバ付近デ時々得ラルル由)デモ利用
 シテ大切ニ使用スル様注意ヲ受ク
 実験室及物品保管場所ヲ見ル

2月14日(月曜日)
 教官室掃除、机配置ヲ行フ、解体ノ手配ヲ行フ
 戸棚ハーツモナシ、実験台勿論ナシ

2月15日(火曜日)
 長イ間解体ニ掛レナカツカ事ヲ残念ニ思ツテキマス
 前渡金ノ内訳書至急送付シテ頂キ度イモノデス
 (以下省略)

その後観測機器類の1部は無事到着したが、電離層観測用送
 信機は8月にいたるも到着しなかった。これに対する吉田所
 長の問い合せに対する電波物理研究所長回答19年8月26日
 付文書中につぎのように記載されている。

記

35 物品送付ニ関スル件

貴所用電離層観測送信機外諸物品ハ海軍技術研究所へ委託輸
 送(第3回)可致依頼中ノ処海軍ノ都合ニヨリ昨年12月発
 送予定ガ2月上旬ニ変更サレ更ニ現在ニ至リタルモ尚発送不可
 能ノ状態ニ有之、技研襄妻大尉ヘモ再三交渉シ輸送促進方依頼
 シアルモ海軍ニ於ケル諸般輻輳ノ為進捗ヲ見ルニ至ラズ現在ニ
 至レリ、然レドモ他ニ適当ナル輸送方法モ無之、海軍ニ極力差
 シ繰リ願フ外途ナキヲ以テ海軍ノ都合ツキ次第至急送付可致ニ
 付御了知相成度

かくするうちに平沢、芝野技術員は相前後して現地入営し、
 所員は吉田所長、吉川技術員、鄭進徳(給仕)の3名となった。

10月12日台湾基地のわが飛行機は台湾沖において米軍飛行
 機と一大決戦をいどみ、多きく損傷した。越えて20年4月
 1日米軍沖繩に上陸、そのため、日本本土と台湾との海上連絡
 は遮断されてしまった。

5月上旬観測所宿舎は、焼夷弾にて焼失し観測業務の続行が
 困難となったので6月東京からの指示にて吉田所長および吉
 川所員は、台湾を引揚げるべく台北に行き内地に帰る便を探
 す。吉川所員は、8月13日飛行機にて台北を出発、支那、朝
 鮮を経て8月下旬東京に帰任、吉田所長とその家族(妻)は、8
 月15日の終戦直前飛行機にて台北から九州に無事直航帰任し
 た。

ロ 職員

吉田清治(18.10.1所長心得) 吉川和男(18.12.13所員)
 (20.8.15解) (20.6.10解)
 平沢協(18.12.13所員) 芝野誠一(18.12.13所員)
 (19.10頃入営後戦病死) (19.9.1入営)

現地採用者

鄭進徳(19.3.23採
 解職不詳)

嘱託員

拳田敏雄(台南高等工業学校 教授)(17.11.9委嘱
 21.2.15解嘱)
 大木甚蔵(" 助教授)(17.11.23委嘱
 21.2.15解嘱)
 白鳥良太郎(" 書記)(19.3.15委嘱
 19.9.18解嘱)
 佐藤源治(" 書記)(19.9.18委嘱
 21.2.15解嘱)
 吉崎賢(台湾総督府通信部 技手)(18.1.11委嘱
 19.10.1解嘱)
 荒牧郁夫(")(19.10.20委嘱
 21.2.15解嘱)

ハ 所在地

台南市後甲 297、東経 120.2度、北緯 22.7度

ニ 設置期間

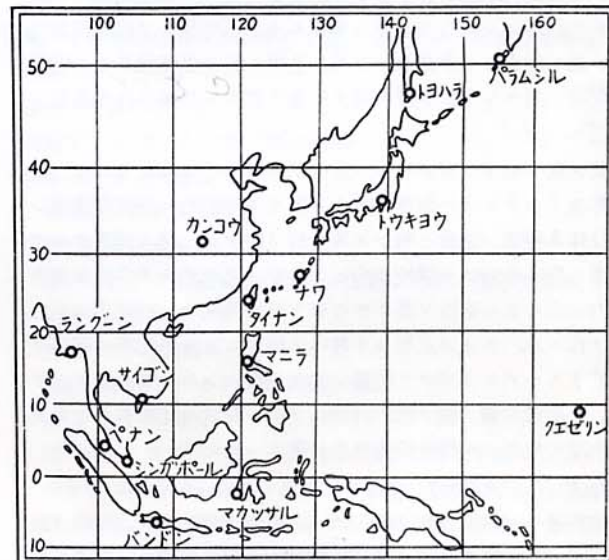
昭和18年10月1日至20年8月

ホ 庁舎

観測室および事務室は台南高工の教室の一部を利用、観測員
 宿舎として木造平屋(建坪 32.5坪)を新築したが昭和20年
 5月上旬戦禍にて焼失した。

c 海外派遣電波観測隊

支那事変から太平洋戦争と拡大した戦場は、東京を中心とし
 て北はアリューシャン列島のキスカまで約3,500軒、東は太
 平洋のミッドウエー島まで約4,000軒、南はソロモン諸島の
 グアダルカナル島まで約5,500軒、ジャワ島のバンドンまで約
 5,800軒、インド洋ベルガル湾のアンダマン諸島まで約5,500
 軒、このほかに支那大陸から仏領印度支那、タイ、ビルマ、マ
 ライ半島という膨大な地域におよんだ。この膨大な地域の作戦
 を迅速円滑に運ぶには無線通信によるほかに手段のないことは
 ここで改めて述べるまでもない。この遠距離無線通信の確保の



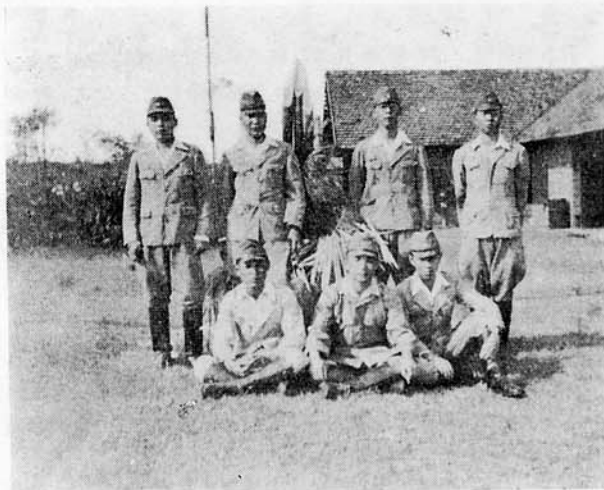
電波観測所配置図

(注) このラングーン観測所員の記録は、工藤所長、高田所員の談話を要録したものである。

ホ その他の観測所員

昭南観測所に勤務していた荒木十三男所員は、20年春、現地の航空部隊に入営し、クアラルンプール飛行場にて地上勤務中に友軍機の着陸事故にて、飛行機のガソリンを浴び火傷して戦死した。

終戦の頃、昭南観測所に勤務していた岩田、矢本、鈴木(清)所員は、わが軍の全面降伏を知り、部隊と共にマレー半島の山



パンドン電波観測所

後列左より鈴木清・矢本三郎・鶴飼重孝(所長)・荒木十三男
前列左より人3目土屋一夫

中に逃れたが、英軍に呼び戻され英軍の管理下で再び昭南観測所で電離層観測に従事した。のち抑留を解れて昭和21年7月大竹港(広島県)に帰還した。この昭南観測所は、その後いくたの変遷があったらと思うが、現在も外人技術者によって電離層観測が行われている。

(b) 海軍班

海軍班の要員として派遣された職員は、電波物理研究所職員の身分を保有したまま、任地の海軍部隊付兼海軍技術研究所付となった。そして、これら派遣員の取扱を海軍技術研究所が統括した。また、この派遣班が観測した資料は、海軍技術研究所に集め、研究が進められた。したがって、観測資料は、陸軍班のように逐次電波物理研究所に送付されてくるようなことはなかった。

海軍技術研究所は、電離層観測の歴史も古く、観測資料の蓄積も多く、この方面の研究者として、伊藤庸二博士(海軍技術大佐)、新川浩(海軍技師)、藁妻二三雄(海軍技術大尉)、糟谷績(海軍技術中尉、20年夏大尉に昇任)の諸氏があり、海軍として必要な電波伝ばん図表等はこれらの技術者によって作成された。

観測班は、電波物理研究所から派遣した職員と、国際電気通信株式会社から派遣した職員を基幹とし、これに現地雇用者を加えて編成した。電波物理研究所職員は電離層観測を、国際電

気通信株式会社職員は同社から発信する電波の電界強度と空電を観測した。

観測用機器は海軍技術研究所において整備し、現地に輸送した。

海軍班長千田研究官は、南方諸島の海軍根拠地に設ける電波観測所の建設について、現地部隊との打合せ、およびその建設を主任務とした。

イ 派遣員

- 千田勘太郎 昭和 18. 5. 17 連合艦隊司令部付兼海軍技術研究所付
18. 7. 31 横浜発(飛行機)にて南方海軍根拠地に赴き電波観測所の建設に従事
19. 4. 23 羽田着帰還
- 藤崎弥三郎 昭和 18. 5 頃 クエゼリン通信隊付兼海軍技術研究所付
19. 2. 6 クエゼリンにて戦死
- 石川三郎 昭和 18. 5. 17 第10海軍通信隊付兼海軍技術研究所付
19. 2. 1 佐世保港出発
21. 6. 24 名古屋港上陸
21. 6. 30 免第10海軍通信隊付兼海軍技術研究所付
- 池田正男 昭和 18. 7. 12 第23特別根拠地隊付兼海軍技術研究所付
18. 9. 27 大阪港出発
21. 5. 24 名古屋港上陸
21. 6. 30 免第23特別根拠地隊付兼海軍技術研究所付
- 小島 莊 昭和 18. 7. 12 幌筵通信隊付兼海軍技術研究所付
19. 10. 30 東京海軍通信隊付兼海軍技術研究所付
20. 8. 20 免東京海軍通信隊付兼海軍技術研究所付
- 愛智康夫 昭和 18. 7 幌筵通信隊付兼海軍技術研究所付
19年夏徴兵検査のため、内地に帰る。19年9月4日入営、復員後帰任しなかったので21年2月15日付にて解雇
- 後藤 功 昭和 18. 7 幌筵通信隊付兼海軍技術研究所付
19年12月内地に帰る。20年7月6日入営、その後は不詳
- 北山惣三郎 昭和 18. 7 幌筵通信隊付兼海軍技術研究所付
19年夏徴兵検査のため、内地に帰る。その後は不詳
- 栗山 宏 (藤崎氏と同行動、クエゼリンにて戦死)
- 二神 薫 (藤崎氏と同行動、クエゼリンにて戦死)
- 田代末雄 (藤崎氏と同行動、18年秋病気のため、クエゼリン島から帰任、20年9月16日解雇)
- 工藤静雄 (石川氏と同行動、ペナン観測所にて電離層観測に従事)

庶務部庶務課			2
同 会計課		◎ 1	3
研究部技術課	1	3	1
同 通信課	◎ 1	◎ 2	
同 観測課	1	4	
研究部上層大気並電波伝播班	5	4	
同 下層大気並電波伝播班	5	4	
同 観測装置並測定機器班	2	7	
研究部特殊研究班		3	
稚内観測所	○ 1	2	
深浦観測所	○ 1	1	
新発田観測所	1	1	
山川観測所	1		
勝浦観測所	○ 1		
浜名観測所	○ 1	1	
大阪観測所		1	
計	1	17 30	6
		○ 4 ◎ 2 ◎ 1	
		◎ 1	

(3) 定員、現在員調 (22.4.1 現在)

区分	定員	現員	備考
所長	1	1	
文部事務官 3級	6	6	
文部技官 2級	21	17	外4名補充手続中
3級	30	30	

(4) 電波物理研究所業務分担表

区分	担任事項
庶務部庶務課	庶務一般、人事、文書、厚生、印刷及渉外関係
同 会計課	予算、出納並用度関係
研究部技術課	技術庶務一般、機械工作、木工、鍛工、修理、写真、資料、図書、研究報告等
同 通信課	観測並研究結果及研究に必要な電波等の放送関係事項 地方観測所、分室及本部間無線連絡に関する事項
同 観測課	上層大気関係、中央、地方観測所及分室の指導、運営、定時観測結果の整理、観測所分室に関する事務的事項
同上層大気並電波伝播班	電離層の性質とその応用。E層、D層に関する研究、斜入射研究、電界強度測定、電離層予報、短波伝播特性、電離層の物理学的研究
同下層大気並電波伝播班	C層観測。大気層一般。極超短波伝播。空電の偏波。過渡波問題。空中線理論実験。電波伝播一般、境界値問題
同観測機器並測定機器班	送信機一般、測定機器一般、指示



手動式電離層観測装置

記録装置、極超短波装置、同測定機器一般、受信機一般、電界強度測定器一般、早廻し装置、観測用機器及空中線、パークナー装置
高周波化学、高周波に於ける土壌の性質、数値計算、演算器

同特殊研究班

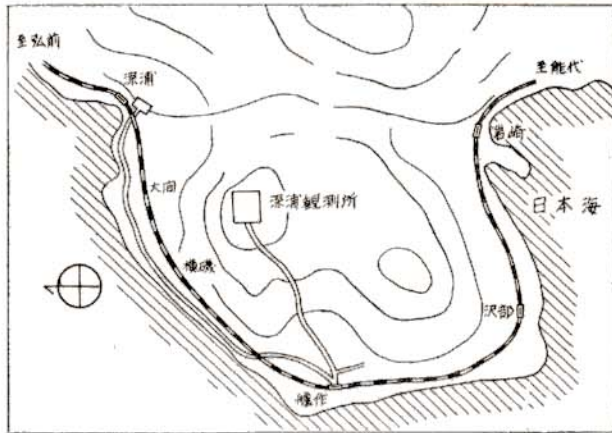
稚内観測所	上層大気観測並に関連する諸研究
深浦観測所	同
新発田観測所	同
山川観測所	同
勝浦観測所	下層大気観測並に関連する諸研究
浜名観測所	同
大阪観測所	同

D 事業

a 昭和 21 年度の事業

電離層ならびに短波伝播に関する研究

- (1) 日本各地における電離層に関する常時観測 上田技官
- (2) 電離層状況および最高周波数の予想 中田技官
- (3) 短波伝播に関する研究 青野技官
- (4) 斜入射短波伝播に関する研究 深野技官
- (5) 太陽面の活動状況に関する地球物理学的共同観測 上田技官
- (6) 地方観測所 4 か所設置に関する調査 同
- (7) パクナー式自動観測装置の研究 菅 技官
- (8) 直視式自動電離層観測装置 橋爪技官
- (9) 電離層における減衰の測定 深野囁託
- (10) 地磁気に関する研究 藁妻技官
- (11) 電離層電波物理論に関する研究 小林技官
- (12) 大気層のエネルギーチェックに関する研究 高橋技官
- (13) E 層に関する研究 青野技官
- (14) 超高周波場内における気体反応に関する研究 森 技官



電波物理研究所深浦観測所

深浦観測所閉所後は進駐軍三沢基地の方位測定所として再び使用されるにいたった。

ロ 職員

観測所設置と同時に、第一研究部副主任青野雄一郎が所長事務取扱となり、湯原仁夫囑託が所長事務を代行したが、昭和22年9月30日糟谷績技官が所長となって赴任したので、湯原囑託は東京に帰任した。この観測所設置にさいし、中島一二技官、栗下光男、橋本由紀、鈴木健蔵技術員が基幹職員として東京から赴任し、艦作部落会長の村上弥十郎を囑託員とし、地元民との円滑化を計った。しかうして西崎良、小角鉄弥、石沢薫、森哲造、越前谷喜松、角谷甚助、上田せつ子らを逐次現地採用した。

ハ 所在地

青森県西津軽郡深浦町大字深浦字艦作(へなし)、北緯 40 度 36 分、東経 139 度 53 分

ニ 庁舎

土地、建物および付属施設は、仙台財務局より一時使用願にて借用したものであるが、終戦時の混乱にてはなはだしく廃荒、かつ海岸近くの高地に孤立しているため、冬は烈風と雪になやまされた。

電力は観測所から約 46 軒離れた鱒が沢変電所から給電せられるため、途中の負荷大となり電圧の変動はなはだしく、かつ、冬季は停電頻発し電離層観測を妨げた。

建物はつぎのとおりで、木造平屋トタン葺で風雪に堪えるよう堅固につくられ、本屋内に居住設備もあった。敷地は 9 万坪 (90,666 坪) もあり広大なものであった。

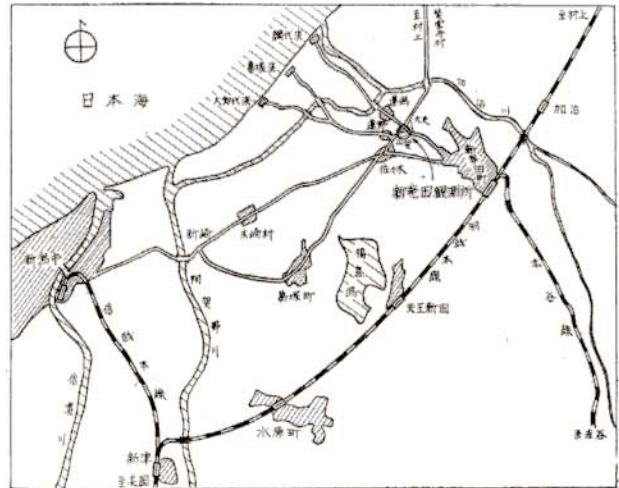
建 物	坪 数	用 途
木造平屋建 1 棟	195 坪	本 屋
“ “	26 “	発 電 機 室
“ “	20 “	地 電 流 測 定 室 (元方位測定室)
木造 2 階建 “	建 坪 9 “	方 位 測 定 室
	延 坪 15 “	
木造平屋建 “	3 “	ポ ン プ 小 屋

合 計 5 棟	建 坪 253 “
	延 坪 262 “

(c) 新発田観測所

イ 業務の概要

新発田観測所は、電離層の定時観測を目的とし、昭和 21 年 3 月 25 日新潟県新発田市の近くに設置された。このとき設置された観測所は、この外に、勝浦、浜名観測所がある。



電波物理研究所新発田観測所

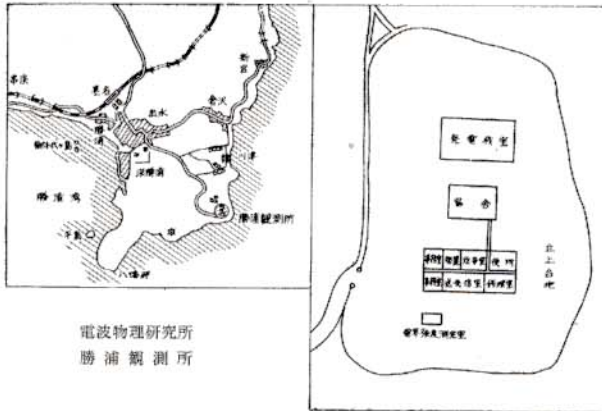
この新発田観測所は、昭和 21 年 11 月 1 日から定時観測を開始した。地方観測所のうち、第 1 番に定時観測を開始し、かつ、観測データも頗る良好であったが、経費節減のため、昭和 24 年 9 月 30 日をもって観測を打ち切り、観測機は秋田観測所に移した。移設することになった原因は、経費節減の折から、北緯 40 度付近に電離層観測所を 2 か所必要としないので、新発田観測所と深浦観測所を合して、北緯 40 度にある秋田に移したものである。なお、両観測所は、組織のうえでは 24 年 11 月 5 日に廃止されているが、実際の閉所はそれぞれそのときを異にし、新発田観測所の閉所式は 24 年 10 月 17 日行われているが、深浦観測所は秋田観測所の準備整うまで業務を続行したことは、深浦観測所の項で述べたとおりである。

ロ 職員

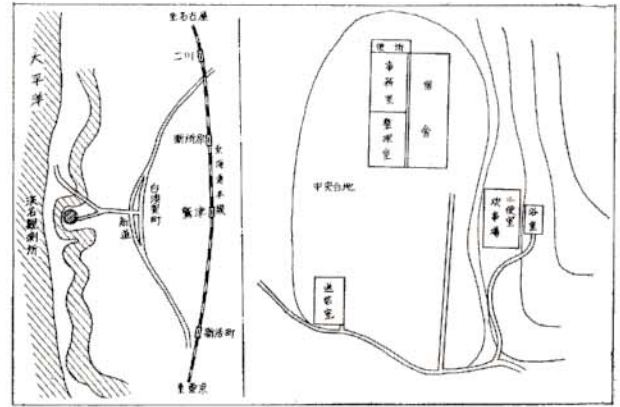
昭和 21 年 3 月 25 日観測所が設置所せられたときは第一研究部副主任青野雄一郎が所長を兼任したが、昭和 21 年 8 月 25 日付をもって水口堯夫技官が所長になった。基幹職員として早川芳雄技官が東京から赴任した。これよりさき、菅原茂雄を新発田観測所開設準備のため、20 年 12 月 15 日現地採用して新発田駐在を命じ、土地の共同配給所責任者坂田清一郎を 21 年 4 月 20 日囑託員として採用して観測所員の配給品受領に関する事務を委嘱した。坂田囑託と前後して、五十嵐重太郎、新保礼次、斎藤守、水戸部温、小熊勇、安達雄二郎、渡辺(改姓)、山岡巳雄、山本昭太郎らを現地採用した。

ハ 所在地

新潟県北蒲原郡聖籠村蓮野、北緯 37 度 57 分、東経 139 度 15.8 分



電波物理研究所
勝浦観測所



電波物理研究所新白地観測所

浦郷憲治、堂蘭広記らを採用した。

ハ 所在地

鹿児島県揖宿郡山川町成川、北緯 31 度 12.5 分、東経 130 度 37.7 分

ニ 庁舎

観測所開設にあたり、熊本財務局長から昭和 21 年 4 月 1 日から昭和 23 年 3 月 31 日まで使用承認を得た建物は、5 棟 262 坪、敷地 11,498 坪、工作物 10 である。しかし、その後、昭和 25 年 11 月 17 日波観管 417 号をもって、中央電波観測所長が大蔵省南九州財務局長あてに所管替えを申請しているのは、土地 11,947 坪、建物 384.5 坪（台帳の建坪数）、現地調査建坪数 216.5 坪、工作物 9 となっている。この土地および建物坪数は、一時使用承認更新のつど若干相違していることを附記しておく。

山川送信所土地建物ニ関スル覚書

右土地及建物一時使用ニ付山川町長地主代表山口与蔵文部省電波物理研究所鹿児島観測所長及熊本財務局鹿児島管財揖宿出張所長ニ於テ左記ノ点現地ニ於テ協定セリ

記

1. 建物関係

山川送信所建物中 1 棟 55 坪（横 55 間縦 10 間）山川町役場復興建築資材トシテ移築又ハ使用差支ヘナシ

2. 土地関係

土地総反別 3 町 9 段 8 畝 7 歩中建物及工作物坪数 1 反 2 畝 6 歩外通路雑用地トシテ 2 反 8 畝 15 歩計 4 反 21 歩ヲ除キタル残 3 町 5 反 7 畝 16 歩ヲ旧土地所有者山口与蔵外 17 名ニ対シ耕作用地トシテ使用方差支ヘナシト認ム

但第 1 項建物移築ニヨリ生ジタル空地ハ文部省電波物理研究所鹿児島観測所ニテ使用ノ事

3. 右耕作用地使用ニ方リ左記条項ニ基クコト

記

1. 将来電波物理研究所拡張ノ必要生ジタル場合ハ責任者（揖宿管財出張所長）立会ノ上若干用地使用方差支無キコト

2. 土地使用ニ方リ 3 者相互間ニ於テ業務ニ支障無キコト

3. 旧地主使用土地ノ耕作ニ限ルコト

以上ノ件意見一致協定セリ

附図参照

昭和 21 年 4 月 1 日

山川町長	篠原元吉
旧地主代表	山口与蔵
文部省電波物理研究所 鹿児島観測所長	尾上通雄
熊本財務局揖宿出張所長	遠矢覚良
請 書	

元軍用山川町成川所在旧海軍航空隊基地送信所建物及器具機械類一切は従来揖宿警察署長の責任において警備、警戒せられつつ有りしが昭和 21 年 7 月 12 日より当所において代行することとし請書一札提出いたします。

昭和 21 年 7 月 12 日

鹿児島県揖宿郡山川町成川
文部省電波物理研究所
山川観測所長 尾上通雄

揖宿警察署長 肥後村人殿

(e) 勝浦観測所

イ 業務の概要

勝浦観測所は C 層の観測および研究を目的とし、昭和 21 年 3 月 25 日千葉県勝浦町に設置したものであるが、定期観測を開始するにいたらずして、昭和 23 年 8 月 23 日廃止した。この廃止は、電波物理研究所が電気試験所に統合されたことに伴う業務の変更によるものであった。

ロ 職員

第 3 研究部主任内海数雄が所長を兼務し、勝浦町長日方信太郎に囑託員を委嘱して地元との連絡を計り、斎藤弘、大神田ふみ、森脇彦三郎、井口理、井口朝恵、板倉中、滝原則夫らを現地採用したが、勝浦観測所閉所まで職に留まり、八積観測所に移ったのは斎藤弘、井口理、井口朝恵の 3 氏であった。

ハ 所在地

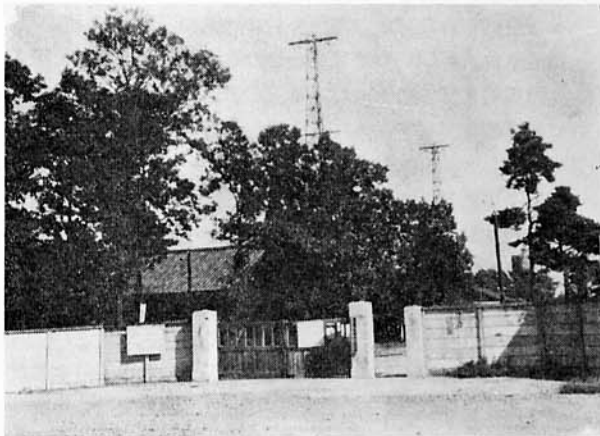
千葉県夷隅郡勝浦町字川津

ニ 庁舎

この観測所は元勝浦海軍対空監視所を利用して設けられたも

ける電離層観測及び関係研究を継続にすること」が覚書、AG 676・3 (10 Oct. 45) として渡された。この覚書を得た前田所長代理 (21. 2. 4 付電波物理研究所長心得、22. 9. 30 付所長) は、幹部職員と計り、それぞれ手分けして元軍施設の調査に着手した。まず、東京中央庁舎の候補地として選定したのは、目黒の元海軍技術研究所、淀橋区百人町の元第6陸軍技術研究所および元第7陸軍技術研究所、北多摩郡小金井町の元第5陸軍技術研究所等であった。これらの候補施設について、その施設の良否、空中線用地、人工雑音の状況、交通の便否、進駐軍が旧軍施設使用の関係等について検討した。その結果、元第5陸軍技術研究所を利用することに方針を定め、20年10月15日付電波第159号をもって、この施設の管理責任者である東京財務局長あてに、施設の管理換えを申請した。この申請に対して11月16日付にて東京財務局国有財産部第1管理課長から取りあえずの使用さしつかえなし、正式認可は後日送付するとの通知に接したので、この土地および施設を保管していた元第5陸軍技術研究所の復員事務担当官とその使用について打合せを行ない、11月29日から施設の一部に電波物理研究所職員を宿直せしめ、電離層観測装置の設置に着手した。

一方、青野研究官、佐々木囑託員は、12月15日GHQ民間通信局のベリ少佐を煩わし、元第5陸軍技術研究所まで同少佐に同道を願い、旧軍施設占領警備のため、この地に進駐していた連合国軍警備隊長を訪問し、電波物理研究所がこの施設を使用することについて打合せを行なった。かくして、電波物理研究所は、翌16日から移転に着手、12月末移転を完了、翌21年1月1日から元第5陸軍技術研究所庁舎 (この沿革史では国分寺庁舎と呼ぶこととする) にて業務を開始した。



国分寺庁舎 (電気通信研究所電波部時代)

電離層観測は、上野毛庁舎における観測を20年11月30日をもって打切り、翌12月1日から国分寺庁舎において行ない、この間1日の欠測も生じないように取り運んだ。新たに電離層観測装置を設置した場所は、さきに上野毛庁舎に移転する前に使用していた小平庁舎であった。空中線柱も以前のおりに残っていたので、再び使用することができた。

この移転にあたり、この占領施設内に搬入せんとする物件に対しては、搬入者があらかじめ、旧日本軍資産を警備管理して

いる占領軍当局に対し、搬入物件の確認をとるべきところ、その手続が一部の物件に対してもれていたため、後に旧日本軍資産の確認調査が占領軍によって行われたとき、電波物理研究所が搬入した物件であるとの証明が困難となり、搬入物件の一部は旧日本軍資産と認定されて賠償対象物件となってしまったのは残念であった。

この国分寺庁舎には、旧日本軍資産が残置していたので、占領軍は電波物理研究所が移転してきた後も引続き各門を警備し、搬入物件を検査した。各人が携行できるような小さなものでも門を通るとき必ず警備兵によって検査され、占領軍当局の搬出入許可書のないものは、門を通さなかった。

警備兵がいた頃はなにかと話の種が多く生れた。

無精ひげを生やして門を通ろうとすると警備兵に止められた。無精ひげが気に障るようであった。

女子職員は、門の警備兵に悩まされた。女子職員が、門近くに来ると警備兵が迎えにきて腕を組み、門の通行を送り迎えることもあった。

真夜中になると彼らはよく発砲した。なにものかにおびえて発砲するのか、それとも夜陰にまぎれて軍残物品を盗みに侵入する者がいるのか、それとも寂しさからか、睡気ましましのためか、気まぐれか、とにかく発砲した。夜になると彼らのカービン銃の音をよく聞かされた。

警備兵は、昭和21年3月31日引揚げた。警備兵が引揚げた後の門の検査は、東京財務局の看視員によって行われた。

元第5陸軍技術研究所施設の一時使用の正式認可は、昭和21年3月5日国管1契第156号にて東京財務局から通知してきた。この一時使用認可期間は昭和21年3月5日から22年3月3日までとなっていた。そこで、22年2月25日電波第37号をもって東京財務局長あてに継続使用の承認願を出したが、それに対する返信がなかった。かくするうちに施設の一部が遊んでいるという理由で遊休施設の返還を求めてきた。研究業務上必要とするものであるという当方の説明もここに割込みを運動している団体があるため、東京財務局は、電波物理研究所の申出でを受け入れなかったため、止むなく22年7月30日電波第197号をもって大蔵省国有財産局長あてに、45米自立無線鉄塔がある附近の建物、すなわち、506号、507号、508号、523号および524号棟 (次頁図面参照) を返納した。この返納した場所に、23年3月電響工業株式会社 (本社、東京都中央区銀座3の3、足立ビル内) の工場が入ってきた。電響工業工場と前後して国際食品研究所が528号棟 (元車庫)、530号棟 (元車庫)、529号棟 (元油庫) がある一劃、すなわち、西門の南脇、万年堀に沿った地区に入ってきた。少し遅れて、財団法人厚生協会が、電響工業工場の西側、533号棟 (元倉庫) および534号棟 (元倉庫) に入ってきた。その後、電響工業は事業不振で工場を閉鎖し、産業復興公団 (電響工業に工作機械類を貸付けていた) が、この工場の工作機械類を管理した。そして、24年6月同公団の管理人がこの工場に居住した。26年12月前記産業復興公団は、管理していた工作機械類を池上電機株式会社に売却した。翌27年2月池上電機は、工作機械類を前記建物から撤去したので、そのあとへ白木産業株式会社が